

令和元年度 第3回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和元年6月6日(木) 午後3時			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 第1・2・3会議室			
出席委員 (12人)	1番 石賀 英男	2番 丸山 環	3番 前田 正秀	4番 潮 智博
	5番 伊藤 英之	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美
	9番 久米 繁好	10番 中本 敏彦	11番 川崎 康晴	12番 福田 昌治
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	13番 北中 善隆	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸	17番 小前 茂雄
	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進	21番 入江 敏朗
	22番 澤田 光秋	23番 石賀 昭則	24番 河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	14番 遠藤 一夫			
事務局	事務局長 山根 伸一、事務局長補佐 每田 陽子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第10号 非農地証明願の処理について 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について 議案第12号 琴浦町農業委員会平成30年度活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第3回琴浦町農業委員会総会を開催します。
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は12名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第3回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は遠藤委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、1番 石賀英男委員、2番 丸山委員にお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 1ページをご覧ください。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので、本委員会の許可・意見を求めます。 整理番号9番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の売買になります。土地の表示 琴浦町大字田越字 [REDACTED] [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積3, 991m ² 。 申請の内容について説明します。譲受人は申請地の隣で果樹を耕作しておられる方で、譲渡人が耕作することができなくなった申請地の売買を申し出られたところ、売買による所有権移転の話がまとまり申請をされたものになります。農地取得後は同居する祖父と祖母、父親とともに果樹を耕作される予定となっています。 農地法第3条第2項の判断基準には、第1号の「申請農地を含め所有している農地および借りている農地、それら全ての農地を効率的に利用すること」、第4号の「申請人又は世帯員等で農作業に常時従事する人がいること」、第5号の「申請農地を含め耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること」、第7号の「農地の集団化、農作業の効率化において周辺農地に影響を及ぼさないこと」の4要件があります。今回申請あつた案件については、これらの要件全てを満たしているものと思われます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (前田委員より挙手あり)
前田委員	譲受人は新規就農者の方なのでしょうか。
事務局	町内で梨を栽培されている農業者のお孫さんで、県外から戻ってこられた父親と一緒に営農をされるということです。
前田委員	分かりました。
議長	その他に意見質問等はありませんか。 (異議なし)

事務局

異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局に説明をお願いしたいと思います。

2ページをご覧ください。議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があつたので、本委員会の意見を求めるます。

整理番号6番 譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は広島市に本社を置く太陽光発電事業を行う法人です。契約種別は所有権移転、転用目的および施設の概要は太陽光発電設備になります。土地の表示 大字赤崎字 [REDACTED] [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積2,309m²。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用の内容について説明します。申請地の現況は休耕で、かなり遊休化が進んでいる状態となっていて、以前から耕作再開の見込みが無い農地の活用方法を検討していた譲渡人と、太陽光発電事業の事業用地を探していた譲受人との間で合意が成立したことにより、申請をされたものになります。申請地はかなり荒れた状態となっていますので、除草作業と表土を均す程度の整地作業を行った後、高さ1.7mの太陽光パネル360枚、パワーコンディショナ9台、その外の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期については転用許可日から1年間を予定されていて、施設の操業期間は転用許可日から22年間となっています。

資金調達計画については、土地買収費および整地費、太陽光発電施設設置工事費の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地は概ね平坦地であることから、表土を均す程度の整地を行い、事業用地の外周には隣接境界から1m程度離して、高さ1mの侵入防止用フェンスを設置される計画となっています。また、雑草への対策として防草シートを設置されるということですし、雨水については、現在と同様に地下浸透で処理される計画となっています。

太陽光発電施設を設置する際の事業認定については、平成31年3月13日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は農業上の公共投資が行われておらず、高台に位置していて東側には大規模な段差が存在しているため、一団の農地面積が10ha以下であることから、「第2種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定につきましては、「代替地なし」に該当するものと思われます。

なお、太陽光発電事業の実施に係る事前説明の状況について聞き取りを行ったところ、隣接農地および近接する住宅の所有者に対しては、転用事業者から説明を行いました承認となっているということでしたが、集落に対しての説明については行う予定はないということでした。

整理番号 7 番 譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は整理番号 6 番と同じく、広島市に本社を置く太陽光発電事業を行う法人です。契約種別は所有権移転、転用目的および施設の概要は太陽光発電設備です。土地の表示 大字赤崎字 [REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積 2, 190 m²。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用の内容について説明します。申請地の現況は休耕で、耕作再開の見込みが無い農地の活用方法を検討していた譲渡人と、太陽光発電事業の事業用地を探していた譲受人との間で合意が成立したことにより、申請をされたものになります。申請地は除草作業と表土を均す程度の整地作業を行った後、高さ 1.7 m の太陽光パネル 360 枚、パワーコンディショナ 9 台、その外の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期については転用許可日から 1 年間を予定されていて、施設の操業期間は転用許可日から 22 年間となっています。

資金調達計画については、土地買収費および整地費、太陽光発電施設設置工事費の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地は概ね平坦地であることから、表土を均す程度の整地を行い、事業用地の外周には隣接境界から 1 m 程度離して、高さ 1 m の侵入防止用フェンスを設置される計画となっています。また、雑草への対策として防草シートを設置されるということですし、雨水については、現在と同様に地下浸透で処理される計画となっています。

太陽光発電施設を設置する際の事業認定については、平成 31 年 3 月 13 日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、山陰道琴浦船上山インター出入口から 300 m 以内、JR 赤崎駅から概ね 300 m 地点に位置していることから、「第 3 種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定につきましては、農地区分が「第 3 種農地」と判断されることから、原則許可相当と思われます。

5 ページと 6 ページの説明図をご覧ください。申請地は直接道路に接

しているわけではありませんので、別の土地に作業用道路を確保する必要が生じてきます。このことについて転用事業者に確認をしたところ、申請地北側に隣接する民家の敷地を作業用道路として使用される計画だということで、土地所有者の方からの同意書の提出を受けています。

なお、太陽光発電事業の実施に係る事前説明の状況について聞き取りを行ったところ、隣接農地および近接する住宅の所有者に対しては、転用事業者から説明を行い了承済みとなっているということでしたが、集落に対しての説明については行う予定はないということでした。

整理番号 8 番 譲渡人は京都府在住の個人、譲受人は琴浦町内の宗教法人です。契約種別は所有権移転、転用目的および施設の概要は駐車場です。土地の表示 大字八橋字 [REDACTED]、登記地目 畑、現況地目 畑、地積 7. 71 m²。申請地は外に畠 1 筆があり、2 筆の合計地積は 385. 71 m²になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用の内容について説明します。譲受人である宗教法人が運営するお寺の檀信徒総数は 235 人で、その多くが自家用車でお参りに来られるため、特に彼岸やお盆の期間は大変混雑するということでした。しかし、既存の参詣者用駐車場は 10 台程度しか駐車できず、手狭になってきたため駐車場用地を探しておられたところ、北側に隣接する申請地を購入できることになり、これ以上の立地条件の土地は無いと判断され、転用を計画し申請をされたものになります。

土地造成については、表土を鋤き取って真砂土で盛土した上にアスファルト舗装を施し、15 台分の露天駐車場を整備される予定です。また、駐車場への出入りが南東側から行えるように、進入路部分には既存の水路をまたぐ形で幅 6 m のグレーチングを整備されるということです。

工期については、転用許可日から 8 月上旬までを予定されています。

資金調達計画については、土地買収費、駐車場整備費の合計が [REDACTED]

[REDACTED] 円で、それに見合う預金残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。申請地はアスファルト舗装を行うため土砂の流出はありませんし、雨水処理については西側隣接地との境界の内側に新たに排水路を整備し、既存の排水路に接続する計画となっています。また排水勾配は北西方向 1. 4 % で設計されているため、南側隣接地に雨水が流れることはないということです。

農地区分の決定根拠について説明します。7 ページの説明図にもありますように、申請地は J R 八橋駅から 300 m 以内に位置していて、隣接する農地は無く、周辺には住宅や公民館、工場等が建ち並び市街地化が進んでいることから、「第 3 種農地」に該当するものと思われます。

許可根拠規定につきましては、農地区分が「第 3 種農地」と判断され

	<p>ることから、原則許可相当と思われます。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>6月4日に前田委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。</p> <p>整理番号6番について報告します。申請地は遊休化が進んでいて耕作再開の見込みは無いと感じましたし、事務局の説明にもありましたように農用地区域外に位置し、転用事業を行っても周辺の営農に支障はないと思われることから、転用を許可しても問題はないと感じました。ただし、申請地西側に位置する道路は非常に狭いので、通行に支障がないように適切な管理を行ってもらいたいと思います。</p> <p>整理番号7番について報告します。申請地は遊休化が進んでいて耕作再開の見込みは無いと感じましたし、事務局の説明にもありましたように、農地区分が「第3種農地」と判断されるということですので、転用を許可しても問題は無いと感じました。しかし、周辺の農地では飼料作物等が耕作されていましたので、営農に支障がないように適切な被害防除対策を行ってもらいたいと思います。</p> <p>整理番号8番について報告します。申請地の周辺には住宅や公民館などが建ち並んでいますので位置的には問題ありませんし、混雑緩和のために参詣者用駐車場を増設するというものですので、転用を許可しても問題は無いと感じました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
三浦委員	<p>整理番号6番と7番について質問します。いずれも雑草対策として防草シートを設置し、雨水処理は現在と同様に地下浸透で処理する計画だということでしたが、大雨の時に排水処理が出来ずに何らかの被害が出るということはないのでしょうか。</p>
潮委員	<p>周囲のみに設置されるということであれば問題はないと思いますが、全体に設置されるということであれば地下浸透の妨げになってしまうのではないかと思います。しかし、いずれの申請地も緩やかな傾斜がある程度でしたので、大雨の際に周辺に被害が出るといったことは無いと考えています。</p>
議長	<p>潮委員が言わされたように、いずれの申請地も急勾配があるような場所ではありませんので、自分も水害が出るといったようなことは無いと考えていますが、排水についても転用事業者に考慮してもらえるようにしたいと思います。</p>
三浦委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他に意見質問等はありませんか。</p>
中本職務代理	<p>(中本職務代理より挙手あり)</p> <p>整理番号6番と7番の譲受人である転用事業者についての質問になり</p>

事務局	<p>ますが、会社規模やこれまでの実績などが分かっていれば教えて下さい。</p> <p>この転用事業者である法人が、太陽光発電施設を全国的にどのくらい手がけておられるのかまでは把握していませんが、主に広島県内を中心に事業を展開されているようです。琴浦町内では去年の秋ごろに設置された、大成地内の太陽光発電施設がこの事業者の施工となっています。</p>
中本職務代理 事務局	<p>転用事業者は長期に渡り売電事業を行う会社なのでしょうか。</p> <p>法人の定款や登記簿で業務内容を確認したところ、太陽光発電の売電事業を行うと明記しており、今回の申請につきましても自社で施工し、その後22年間管理する計画となっています。</p>
中本職務代理 議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に意見質問等はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第10号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>9ページをご覧ください。議案第10号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。</p> <p>整理番号2番 申請人は琴浦町内の個人です。土地の表示 琴浦町大字下伊勢字 [REDACTED]、登記地目 畑、登記地積 10m²、現況地目 宅地、現況地積 10m²。申請事由の概要は、「申請地は、昭和58年頃より隣接の [REDACTED] 土地と一体利用されている。」というものになります。10ページの説明図にもありますように、申請地北側に隣接する申請人の宅地の一部となっているという状況です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に4項目の判断基準を定めています。今回の案件につきましては、「人為的な潰瘍地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているかまたは受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>11ページの説明図をご覧ください。申請地は南側に隣接している申請人が所有する [REDACTED] から、この度の申請に伴い分筆をされたものになります。この農地では利用権設定による貸借がされていたことから、事情を借人の方に説明し、納得をしてもらったうえで利用権設定に係る変更届出書を提出していただき、借入面積を変更したという経緯があります。以上です。</p>
議長	現地確認の報告をお願いします。

潮委員	<p>6月4日に前田委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。申請地は隣接する住宅敷地の一部となっていて、物干し場等に利用されており、底地部分にはコンクリート舗装がしてありましたし、境界杭も現状に合った状態で設置済みとなっていました。事務局の説明にもありましたように、昭和58年頃から住宅敷地の一部として利用されているということですし、申請地の南側に隣接する農地では借人の方が芝を耕作されていましたが、営農には支障はないと考えられることから非農地と判断しても問題ないと感じました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第11号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の久米委員、語堂委員は退席をお願いします。</p> <p>(久米委員、語堂委員の退席を確認)</p> <p>議案第11号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12ページをご覧ください。議案第11号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号312番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字金屋字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 694m²。権利の種類は賃借権、内容は芝となっています。期間は令和元年6月7日から令和4年6月6日までの3年間、10a当りの借賃は [REDACTED]円、借賃の支払方法は口座振込、法律関係は賃貸借、新規になります。</p> <p>整理番号313番から22ページの整理番号355番までの外43件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等で農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、20ページの整理番号346番から22ページの355番までの10件となっています。</p> <p>23ページをご覧ください。使用貸借の部です。</p> <p>整理番号356番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字下大江字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 001m²。権利の種類は使用貸借権、内容は水稻となっています。期間は令和元年6月7日から令和4年6月6日までの3年間、10a当りの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係</p>

	<p>は使用貸借、新規になります。</p> <p>整理番号357番から整理番号360番までの外4件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等で農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。</p> <p>24ページをご覧ください。所有権移転の部です。</p> <p>整理番号2番 所有権を移転する者は琴浦町内の個人で、所有権の移転を受ける者は鳥取市内の法人です。土地の表示 大字金屋字 [REDACTED] [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積2, 718m²。権利の種類内容は所有権、引渡し時期、支払期限は令和元年6月28日、所有権の移転時期は令和元年6月7日。対価は [REDACTED] 円、10a当たりでは [REDACTED] 円になります。対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
	(三浦委員より挙手あり)
三浦委員	13ページの整理番号317番は解除条件付となっていますが、どうしてこのような申請となっているのでしょうか。
議長	この案件については、自分も事情を知っていますので経緯を説明させていただきたいと思います。設定を受ける者は島根県の出身者で、成美地区のイチゴ農家の方のもとで2年程度研修をされていた、イチゴ栽培に対して大変意欲を持っておられる新規就農者の方です。研修期間を終えて独立を考えているので、空いているハウスがあれば紹介してほしいと昨年頃から相談を受けていました。そうした中、赤崎地区担当の委員の方から申請地を紹介していただき、所有者と合意に至り利用権設定の契約をする運びとなったもので、昨年許可しました安田地区のハウスを借りてミニトマトを耕作されている方と同様に、解除条件付での利用権設定とさせていただきました。なお、指導をされていた成美地区のイチゴ農家の方を後見人として、引き続き指導してもらうようお願いしていますので問題は無いと思われます。
三浦委員	自分も、利用権設定をしないで農協のモデル園を借りておられる梨農家の方から、水稻を耕作したいので農地を借りたいと考えているが、下限面積要件を満たさないため利用権設定ができないという相談を受けていますが、解除条件付ということであれば契約ができるということでしょうか。
議長	そういうことになりますが、農協のモデル園を利用権設定で貸借して下限面積要件を満たすことができれば、そちらの方が良いのではない

三浦委員
議長

でしょうか。
分かりました。
その他に意見質問等はありませんか。
(異議なし)
異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。
(久米委員、語堂委員の復帰を確認)

続きまして議案第12号 琴浦町農業委員会平成30年度活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)の公表の承認について 事務局の説明をお願いします。

事務局

別冊の資料をご覧ください。議案第12号 琴浦町農業委員会平成30年度活動の点検・評価(案)及び平成31年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)の公表の承認について 農業委員会事務の実施状況等の公表について(平成28年3月4日付平成27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づき、別紙の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)と平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の公表について本委員会の承認を求めます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定により農業委員会は、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務づけられています。昨年1月の農業委員会総会において、琴浦町の農地利用の最適化に関する将来構想として、「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しました。この指針の目標年度は平成35年度と定めてありますので、長期ビジョンという位置づけとなっていることから、この指針を具体化するために毎年の活動目標とその達成に向けた具体的な活動計画を定め、活動計画が計画どおりに実施できたかどうかについて点検、評価を行うこととされています。そして、毎年6月末までに「活動計画」と「点検・評価」を町ホームページで公表することとされているため、昨年度の活動計画の点検、評価と今年度の計画について審議をお願いするものです。なお、説明は要点のみとさせていただきますのでご了承ください。

別紙様式2の1ページ、「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。「I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)」について説明します。

「1 農業の概要」については、1段目の表は平成30年3月31日、すなわち平成29年度末現在の町内の農地面積の統計データを示したもので、それぞれの出典については表の下に※印で記載してあります。耕地面積は農林水産省が毎年行っている耕地及び作付面積統計、経営耕地面積は5年に一度行われている農林業センサスに基づいたもので、4年前の平成27年に行われたものが最新のデータとなっています。遊休農地

面積は平成29年度の農地パトロールによりA判定と判断された農地面積、農地台帳面積は町の農地台帳システムに登載されている農地面積に基づいたものとなっています。2段目左側の農家数の表と中央の農業者数の表は農林業センサスに基づいて、右側の経営数の表は農業の担い手である個人や法人の数で、農林水産課に聞き取りをしてそれぞれ記入しています。

「2農業委員会の現在の体制」については、平成29年7月20日に発足した現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。

2ページをご覧ください。「II担い手への農地の集積・集約化」について説明します。

「2平成30年度の目標及び実績」については、集積目標1, 141haに対して集積実績が945haでしたので、達成状況は82.8%となります。

「3目標の達成に向けた活動」については、活動実績を「2月町認定農業者協議会総会開催時に、農地の貸付希望一覧表を提供し、担い手の農地集積・集約化の参考にしてもらった。毎月の農家相談日、利用権設定の終期・更新通知書の交付時に、利用権設定等事業、農地中間管理事業を周知した。」としています。

「4目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「計画通りの活動を行ったが目標を達成することができなかった。」、活動に対する評価を「目標達成に向けて、今後も利用集積・集約化に取り組んでいく。」としています

3ページをご覧ください。「III新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明します。ここでいう「新たに農業経営を営もうとする者」とは、新規就農者のうち親元就農や農地所有適格法人へ就職した方以外で、かつ農地の権利を取得して農業参入した方という整理をしていて、農林水産課の新規就農担当に聞き取った内容を記載しています。

「2平成30年度の目標及び実績」については、参入目標2経営体に対して参入実績は1経営体でしたので、達成状況は50%、参入目標面積2.0haに対して参入実績面積は0.2haでしたので、達成状況は10%となります。

「3目標の達成に向けた活動」については、活動実績を「新規就農者の育成に関わる会議に参加し、担い手の育成確保に向けて、関係機関と協力して支援した。」としています。

「4目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績からみても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「今後も関係機関と連携して、新規参入者の農業経営が軌道に乗るよう支援していく必要がある。」としています。

4ページをご覧ください。「IV遊休農地に関する措置に関する評価」に

について説明します。

「2 平成30年度の目標及び実績」については、解消目標9.0haに対して解消実績が9.7haでしたので目標は達成したことになりますが、それを上回るペースで遊休農地が増加している状況となっています。

「3 2の目標達成に向けた活動」については、昨年度に行った農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施内容を記載しています。

「4 目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績から見ても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「ほ場条件の悪い農地を中心に遊休化が進行している。所有者に対し随時働きかけを行うなど、継続して取り組むことが必要である。」としています。

5ページをご覧ください。「V 違反転用への適正な対応」について説明します。

「1 現状及び課題」については、計画通りの活動を実施したため課題を「特になし」としています。

「3 活動計画・実績及び評価」については、活動実績を「農業委員、農地利用最適化推進委員が随時、農地パトロールを実施して、早期発見、未然防止に努めた。町ホームページを活用して周知した。」、活動に対する評価を「計画どおりの活動を実施した。今後も継続的に取り組む必要がある。」としています。

6ページと7ページをご覧ください。「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について説明します。これは、農業委員会の事務の処理件数、また業務が適正に行われたかを点検するものです。

「1 農地法第3条に基づく許可事務」については、平成30年度の処理件数が26件、うち許可26件及び不許可0件、点検項目の事実関係の確認、総会等での審議、申請者への審議結果の通知、審議結果等の公表、処理期間の実施状況についてはご覧の通りで、適正に実施していますのでは正措置はありません。

「2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」については、1年間の処理件数が12件、点検項目の実施状況についてはご覧の通りで、適正に実施しているのでは正措置はありません。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」については、琴浦町内には農地所有適格法人が12法人あり、年に1回全ての法人から実体状況に関する報告書を提出していただいている。

「4 情報の提供等」について説明します。「賃借料情報の調査・提供」の実施状況については、毎年3月に実勢賃借料情報をまとめ町広報紙やホームページに公表、実勢賃借料情報一覧表を作成して事務局に備え付けています。「農地の権利移動等の状況把握」については、農地法に

基づく権利移動や利用権設定、農地中間管理事業、合意解約や貸借の終了など、1年間の農地の移動状況をまとめて事務局に備え付けています。「農地台帳の整備」については、随時データ更新を行ったうえでインターネット（全国農地ナビ）に公表しています。

8ページをご覧ください。「VII地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」について説明します。これは町内の農業者から寄せられた主な意見及び対処方針を記入するものです。

「農地利用最適化等に関する事務」については、要望・意見を「規模拡大をしたいので、まとまった規模で借り入れ可能な農地を紹介してほしい」、対処内容を「農地の出し手、借り手の意向を調査するとともに、農地中間管理機構と連携して、担い手の紹介や地権者との調整を図り、農地集積を促進した」としています。「農地法等によりその権限に属された事務」につきましては、要望・意見、対処内容ともに特にありませんでした。

「VIII事務の実施状況の公表等」について説明します。

「1総会等の議事録の公表」、「3活動計画の点検・評価の公表」については「ホームページに公表している」、「2農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、平成30年12月に町政に対する意見書を提出していますので、その中の主なもの3項目を「意見の概要」として記載しています。

続きまして別紙様式1の1ページ、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。「I農業委員会の状況（平成31年4月1日現在）」について説明します。

「1農家・農地等の概要」については、農家数と農業者数は農林業センサスに基づいていますので、前回から変更はありませんが、経営数は農林水産課に聞き取りを行っていますので若干の増減があります。2段目の表については耕地面積が30haの減少、遊休農地面積が昨年の農地利用状況調査によりA判定と判断された面積で6haの増加、農地台帳面積が26haの減少となっています。

「2農業委員会の現在の体制」については変更ありません。

2ページをご覧ください。「II担い手への農地の利用集積・集約化」について説明します。

「2平成31年度の目標及び活動計画」については、目標とする集積面積を1,000ha、そのうち新規集積面積50haとしています。目標設定の考え方を「琴浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成30年1月策定）による」としていて、平成32年3月時点の担い手への農地利用集積面積1,203haの達成をめざし、昨年度実績等を踏まえて設定しました。活動計画については、「毎月の農家相談、利用権設定の期間満了・更新通知時に農地中間管理事業や利用権

	<p>設定事業を推進する。11月の農地利用意向調査の実施時に、担い手の紹介、地権者との調整などにより農地集積を推進する。」としています。</p> <p>「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明します。</p> <p>「2平成31年度の目標及び活動計画」については、参入目標数を2経営体、参入目標面積を0.5ha、活動計画を「新規参入者の育成会議に参加し、意向を把握のうえ必要なサポートを行う。農地中間管理事業を活用し、新規参入者に対し就農地の確保を図る。」としています。</p> <p>3ページをご覧ください。「IV遊休農地に関する措置」について説明します。</p> <p>「2平成31年度の目標及び活動計画」については、目標とする遊休農地の解消面積を昨年度実績と同じ9haとし、その達成に向けた活動計画として、農地の利用状況調査及び農地の利用意向調査を今年度と同様に実施することとしています。</p> <p>「V違反転用への適正な対応」について説明します。</p> <p>「1現状及び課題」の課題については特にありませんでしたが、「2平成31年度の活動計画」については、「農業委員、農地利用最適化推進委員が担当地域の農地パトロールを隨時実施し、早期発見・未然防止に努める。違反転用事案が発生した場合は、違反転用者に対し口頭指導等、原状回復に向けた指導を行う。町ホームページ、町広報紙等を活用して周知する。」としています。以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
中本委員	(中本委員より挙手あり)
事務局	資料の中に何ヶ所か出てきますが、管内の農地面積が統一されていないのはなぜでしょうか。
中本委員 議長	※印の注意書きにもありますように、耕地及び作付面積統計における耕地面積に基づいた面積を記入しているものと、その面積に農地利用状況調査により把握した、遊休農地面積を加えた面積を記入しているものとがあるからです。
前田委員	分かりました。 その他に意見質問等はありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、平成30年度活動の点検・評価（案）及び平成31年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）については原案どおり公表することと決定いたします。 続いて農家相談の報告に移りたいと思います。6月4日に行われた農家相談の報告を前田委員にお願いしたいと思います。 (農家相談2件報告)

議長

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして、令和元年度第3回琴浦町農業委員会総会を終了します。